

議第196号

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。